

## 経済的な心配なしに安心して受けられる医療・介護の実現等を求める意見書

平成 26 年 6 月 18 日、参議院本会議にて、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が可決・成立した。同法案は、医療・介護において、それぞれの専門分野ごとに徹底審議すべき重大な 19 本の法律を一括して改定するというものである。

また、同法には、介護分野において、一定の所得がある利用者の自己負担を 1 割から 2 割へ引き上げることや、特別養護老人ホームの入所を原則要介護 3 以上に限定すること、要支援者の訪問・通所介護事業を市町村へ移行することなどが盛り込まれている。さらに、医療分野でも、患者を入院から在宅へ戻す取り組みを進めるなど、医療・介護の削減をはじめ、利用者・患者にさらなる負担を押し付ける内容となっている。

一方、大阪府保険医協会が行った「医療・介護現場から見える貧困調査」では、患者の経済的理由により治療を中断したことがある医療機関が 26% に上るなど、あらためて府民への貧困の広がりが浮き彫りとなった。これ以上の負担増は、「早期発見・早期治療」という医療の原則が崩れ、患者の重症化を招き、医療費の増大につながる。また、国民健康保険財政の悪化をも招き、地方自治体を疲弊させることは明白である。よって、岸和田市議会は国に対し、以下のことを要望する。

### 記

1. 介護保険における要支援者への給付外し等、利用者への制限強化を行わず、国の責任で事業を進めること。
2. 患者負担の大幅軽減を行うこと。特に、70 歳から 74 歳への医療費 2 割負担適用は撤回すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 11 日

岸和田市議会